

平成29年度 第3回 有田区地域協議会

次 第

日時：平成29年11月7日（火）13時30分～

会場：カルチャーセンター 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- ・自主的審議事項について
（春日新田公園内の東屋の設置について）

【自主的審議事項】

- ・新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について

4 そ の 他

- ・第4回地域協議会の開催について

5 閉 会

様式 (委員用)

平成29年7月20日

有田区地域協議会自主的審議に係る提案書

有田区地域協議会

会長 熊木 敏夫 様

提案者名 栗間 良子

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

| | |
|---|--|
| <p>審議する事項</p> | <p>春日新田公園内の東屋の設置について</p> |
| <p>内容</p> <p>※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等 | <p>【提案理由】</p> <p>春日新田公園は、日頃から近隣住民の憩い、交流、健康促進の場として広く親しまれ、老若男女を問わず多様に利用されていますが、突然のわか雨や夏の強い日差しに対しては無防備であり、健康管理上、乳幼児や高齢者の利用には厳しい環境であるため、公園利用者の安全性及び利便性を高めると共に、災害発生時の一時的な緊急避難場所にも活用できるように、公園内に「東屋」の設置を提案するものです。</p> <p>【課題の背景】</p> <p>春日新田公園内の「東屋」設置を市に要望しようと、春日新田五丁目の町内会役員に話をしたところ、「東屋」の設置が要因となり、今から30年程前に発生した公園内に於ける爆竹による騒音問題の再発を懸念されるとの理由から、賛同を拒まれました。町内会の賛同が得られないまま、町内住民113世帯の賛同を受け、平成28年9月8日付けで、市都市整備課に『要望書』(別紙のとおり)を提出しました。都市整備課では、「町内会との意見相違」との指摘があり、要望の実現は難しいとの回答がありました。</p> <p>しかし、現在、春日新田五丁目町内住民の大半は、30年も以前の騒音問題を知ることは無く、世代間のずれによる認識相違が顕著になっています。</p> |



【課題の現状】

30年前とは公園利用者の世代層も変わり、現在では爆竹を鳴らして騒ぐようなケースは無いものと考えます。ちなみに、私の自宅は公園前にありますので、そのような状況が発生した場合は、容易に把握できます。今後はそのような迷惑行為の発生は、地域住民による防止対策を講ずることにより、回避できる問題であると考えられます。

【今後の見通し】

公園利用者の安全性及び利便性を高めるための「東屋」設置の実現に向けて、どうすべきか地域協議会で検討いただくことを望みます。

【地域、住民への影響】

地域住民の方々にお聞きしますと、「東屋」の設置については、子育て中の母親や、小中学生の父兄達より、強い期待が寄せられることが実感させられました。

また、ウォーキング途中で日差しを避けて休むことができる、あるいは町内のお祭りのときにも活用できるなど、隣接する町内会長さんからも実現を望む声がありました。

「東屋」設置に対して、多くの地域住民による賛同の声は無視できないものになっております。

【期待する効果】

現状のような、ただっ広いだけの公園では、折角の利用価値が半減しています。

「東屋」の設置により、夏の暑い日差しを避けたり、降雨から身を守ったり、公園の多面的な利用が広がります。更にはまた、「東屋」が利用者相互の交流の場、情報交換の場などとして、広く役立つことを願います。

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

平成28年 9月 8日

上越市都市整備部都市整備課 様

あずまや
春日新田公園 東屋 設置に関する要望書

記

要望趣意

春日新田公園に於いては、日頃から近隣住民の憩いの場、交流の場、健康促進の場などとして広く親しまれ、老若男女を問わず多様な利用が図られております。

時には、保育園の運動場や小学生の写生教室や、あるいは同好会によるゲートボール場などとして一時に多人数による利用も見られます。

しかしながら、現状に於いては突然の「にわか雨」や夏の「強い日差し」に対しては全く無防備な状態であり、殊に健康管理上で注意を要する乳幼児や高齢者の利用者にとっては厳しい環境となっております。

ついでに、このような制約や不備の解消により公園利用の安全性を高めるとともに、災害発生時における一時的緊急避難場所としての利用など広範な利便性を図るため公園内に“東屋”の設置を要望致します。

要望事項

・設置場所と位置

春日新田公園中央付近(トイレの東側)に既存するベンチの継続活用を前提として、その全体を覆う位置に東屋を設置する。

・設置数

一基

【現状の様子】



【設置イメージ】



以上、ご理解とご支援のほどを宜しくお願い申し上げます。

自主的審議事項「新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について」 今後の進め方について

1 有田地区町内会長協議会への提案について

(1) 提案日

平成 29 年 10 月 12 日(木)17:30～

有田地区町内会長協議会臨時総会にて

(2) 出席者

熊木会長、秋山副会長、青木副会長、事務局

(3) 提案内容

- ・地域協議会での審議の経過やこれまで実施してきた「小猿屋小学校区町内会長等との懇談会」、「市教育委員会との意見交換」での意見等について説明した。
- ・今後、具体的な活用案を出していくにあたり、行政だけでなく、地域としての活用の検討も必要になってくるが、地域協議会は市の執行機関であり、実行組織とはなれないことを説明。
- ・以上のことから、有田地区町内会長協議会において、活用を検討していただくよう提案した。

(4) 提案結果

- ・提案内容に対し、各町内会長から特に意見はなく、全会一致で承認された。
- ・今後、小猿屋小学校跡地の有効活用について、町内会長協議会長が町内会長の中から数人を検討メンバーとして指名し、検討を進めていくこととした。

2 今後の地域協議会での対応について

自主的審議は継続することとし、随時、町内会長協議会と情報共有を図り、連携していく中で、必要に応じて協議を行っていく形としていく。